

福祉先進都市・東京の実現に向けた地域包括ケアシステムの在り方検討会議

在宅生活を支える地域密着サービスの普及について

～定期巡回・随時対応訪問介護看護の現状と課題～

2015年11月6日

『民間事業者の質を高める』
一般社団法人 全国介護事業者協議会

特別理事 馬袋 秀男

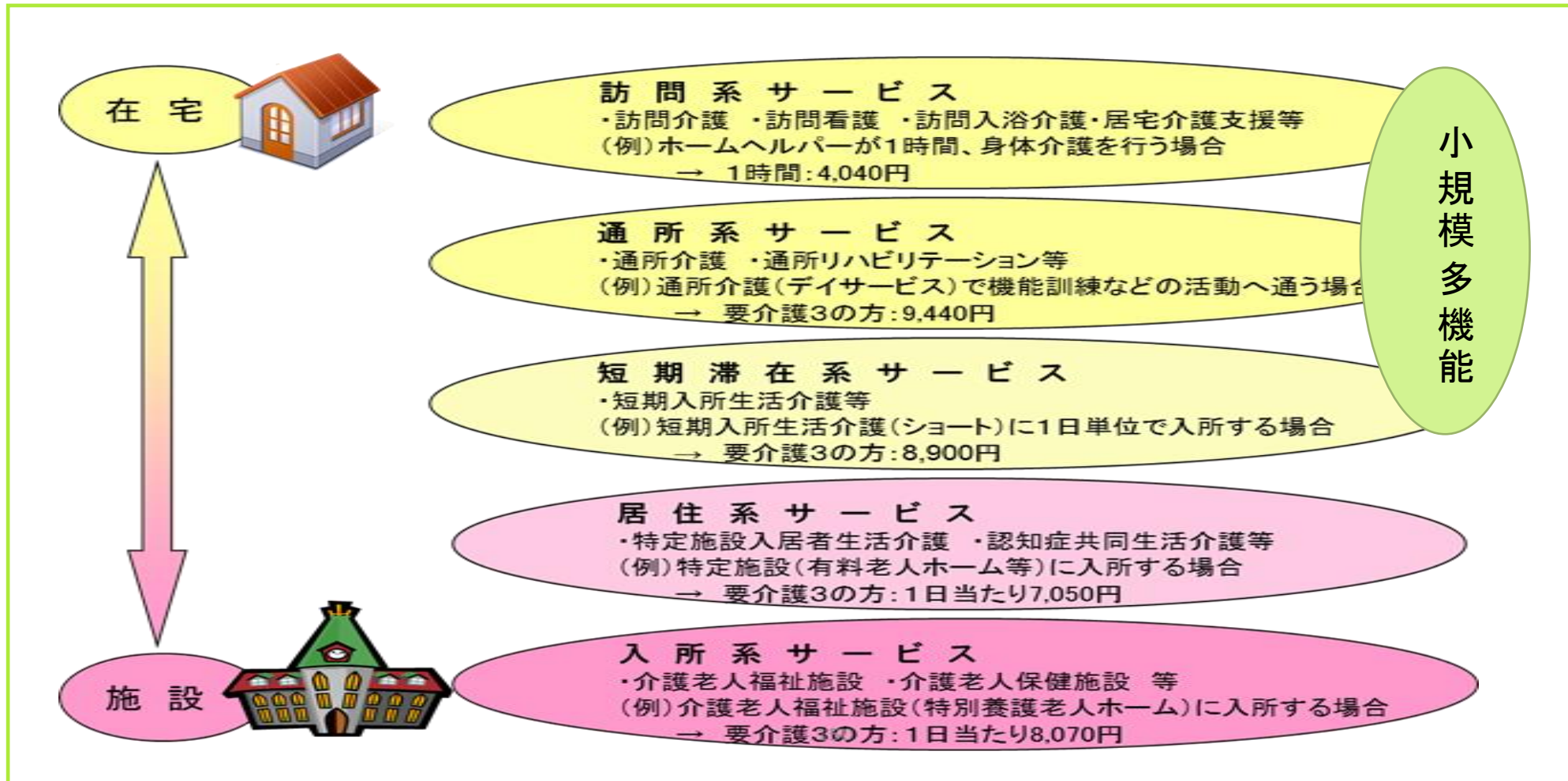
介護保険サービスの体系

介護保険サービスは、介護給付、予防給付の区分に、事業所の指定・指導が市町村と都道府県・政令都市・中核市などがあり、サービスの業務が複雑になっている

<p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス 	<p>◎居宅サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 <p>○特定施設入居者生活介護</p> <p>○特定福祉用具販売</p> <p>◎居宅介護支援</p> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 <p>○福祉用具貸与</p> <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 	<p>サービス</p> <p>介護給付を行う</p>
<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <p>◎介護予防支援</p>	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 <p>○介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>○特定介護予防福祉用具販売</p> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所介護（デイサービス） ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 <p>○介護予防福祉用具貸与</p>	<p>サービス</p> <p>予防給付を行う</p>
<p>市町村が指定・監督を行うサービス</p>	<p>都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス</p>	<p>20</p>

介護保険サービスの体系の課題と整備

利用者視点から考えれば、在宅か、施設でしかないかも効率的な見直し)

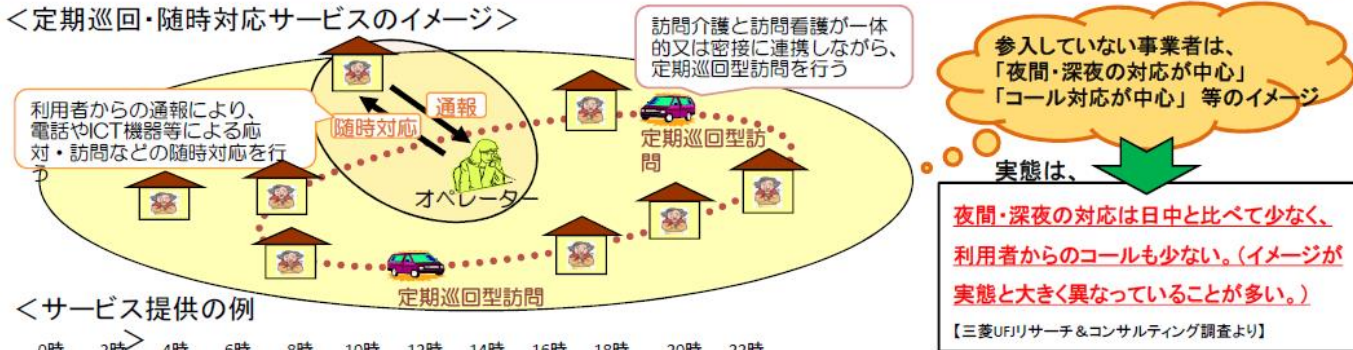


定期巡回・随時対応サービス

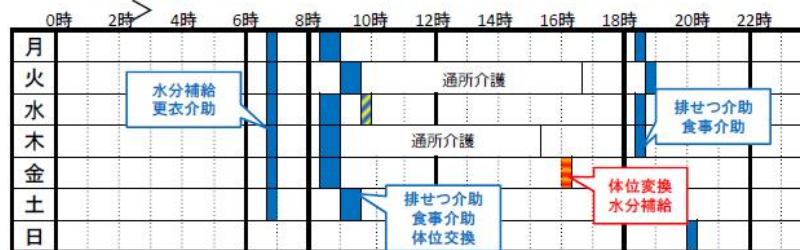
24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足**していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**」を創設(2012年4月)。

<定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



<サービス提供の例>



- ・日中・夜間を通じてサービスを受けることが可能
- ・訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能
- ・定期的な訪問だけでなく、**必要なときに随時サービス**を受けることが可能

<参考>

1. 第5期介護保険事業計画での実施見込み

平成24年度	平成25年度	平成26年度
189保険者 (0.6万人/日)	283保険者 (1.2万人/日)	329保険者 (1.7万人/日)

2. 社会保障と税の一体改革での今後の利用見込み

平成27年度	平成37年度
1万人/日	15万人/日

定期巡回・随時対応サービス

定期巡回・随時対応サービスの定義

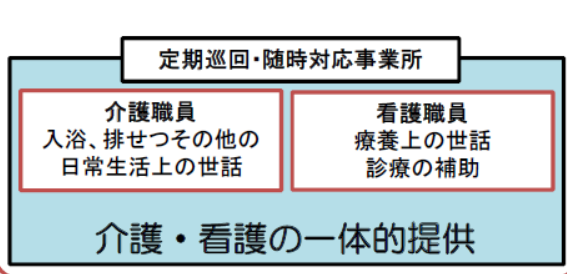
- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、次の二つの類型を定義。
 - ① 一つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する「一体型事業所」
 - ② 事業所が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型事業所」
 - ⇒ 訪問看護（居宅での療養上の世話・診療の補助）は連携先の訪問看護事業所が提供
- いずれにおいても、医師の指示に基づく看護サービスを必要としない利用者が含まれる。

新介護保険法(平成24年4月1日施行分)

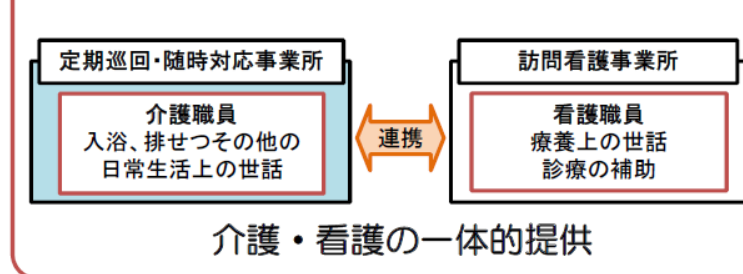
第8条

- 15 この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。
 - 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

一体型事業所（イメージ）



連携型事業所（イメージ）



運営上の現状と課題

- 1) 現状では、訪問看護事業所との連携が困難な状況がある（地域では連携先確保が困難で他の地域からの訪問看護をお願いするケースもある）
- 2) 訪問看護の出来高払い報酬が、定期巡回との連携で、包括払いとなり、必要な訪問回数（訪問看護、リハビリ）に入れない、採算面でも課題と判断している
- 3) 理解ある訪問看護事業所では、看護と介護との連携で、回数を見直しなどできて、結果として、看護人材の効率的なケア体制につながっている

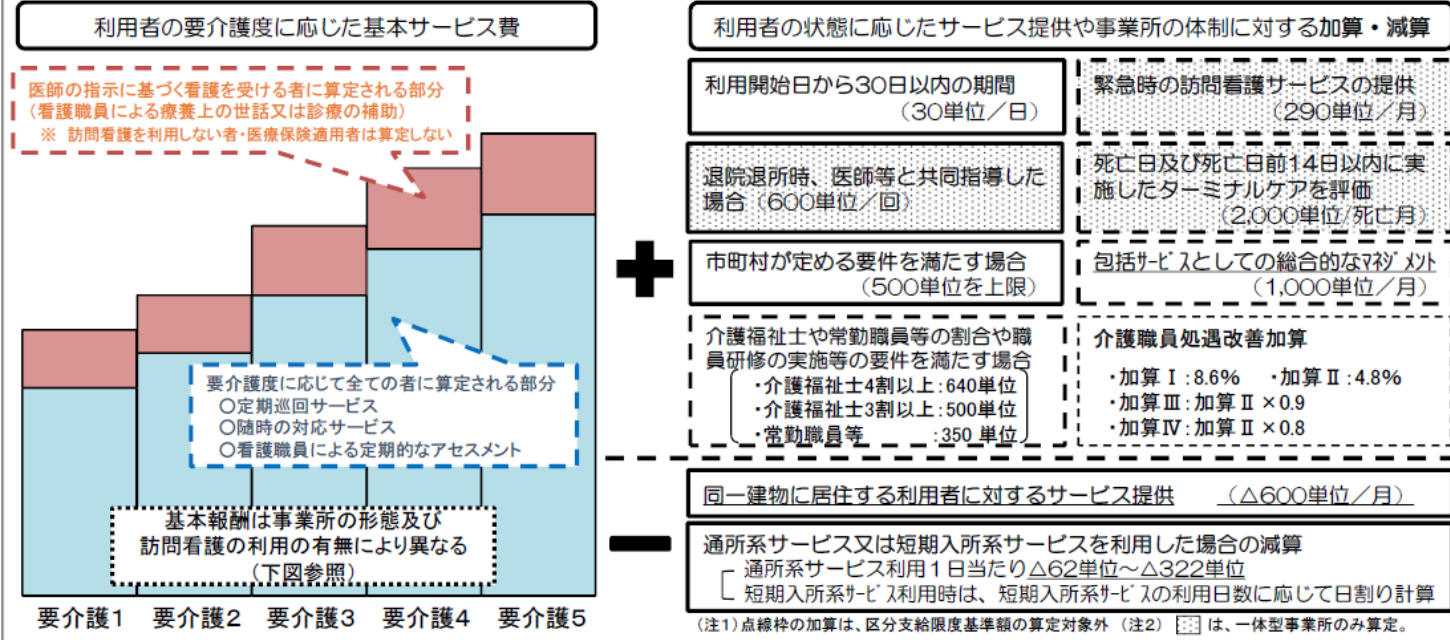
※訪問看護事業所との連携促進へ市町村など周知、支援が望まれる

定期巡回・随時対応サービス

定期巡回・随時対応サービスの介護報酬

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のイメージ（1月あたり）

※加算・減算は主なものを記載



運営上の現状と課題

1) 月額報酬は、都内で15万円/月(名)が平均
平均要介護度は、2.9程度 要介護3として
包括分で19万円として、差額4万円分程度が
通所介護、短期入所などで減算になっている
改定により

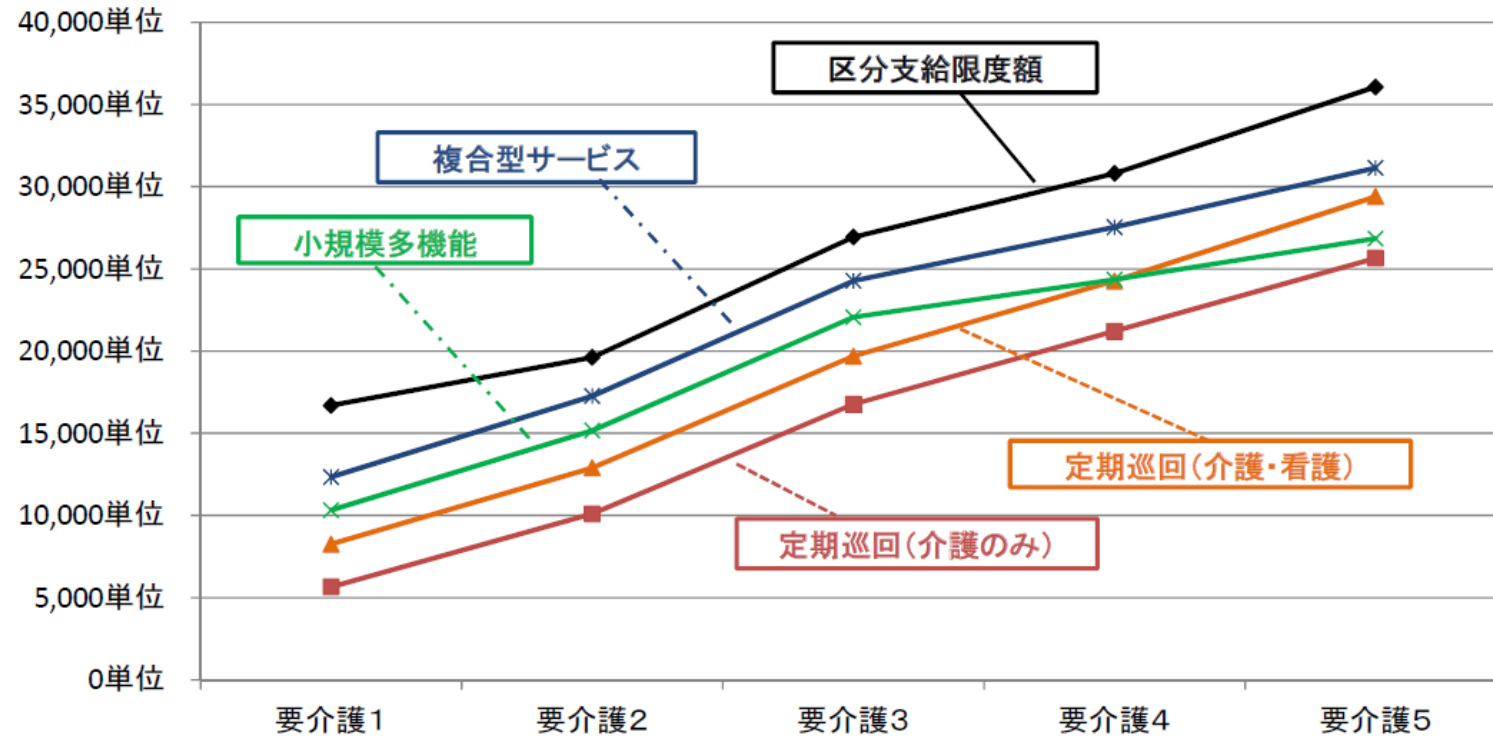
事業運営上、18名の利用者で収支差0(損益分岐)
新規利用者の確保と継続の維持(平均介護度が
高いので退会も多く、利用者の確保と先行投資人件
費なども必要であり、事業採算面で課題がある
事業所が多数ある

※利用者の確保として、サービスの周知などに市町
村(保険者)の積極的な関わりが必要

	一体型事業所		連携型事業所	連携先訪問看護事業所を利用する場合の訪問看護費(連携先で算定)
	介護・看護利用者	介護利用者		
要介護1	8,255単位	5,658単位	5,658単位	2,935単位 + 3,735単位
要介護2	12,897単位	10,100単位	10,100単位	
要介護3	19,686単位	16,769単位	16,769単位	
要介護4	24,268単位	21,212単位	21,212単位	
要介護5	29,399単位	25,654単位	25,654単位	

定期巡回・随時対応サービス

定期巡回・随時対応サービスの介護報酬（基本単位の比較）



	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
区分支給限度額	16,692単位	19,616単位	26,931単位	30,806単位	36,065単位
定期巡回(介護のみ)	5,658単位	10,100単位	16,769単位	21,212単位	25,654単位
定期巡回(介護・看護)	8,255単位	12,897単位	19,686単位	24,268単位	29,399単位
小規模多機能型居宅介護	10,320単位	15,167単位	22,062単位	24,350単位	26,849単位
複合型サービス	12,341単位	17,268単位	24,274単位	27,531単位	31,141単位

定期巡回・随時対応サービス

定期巡回・随時対応サービスの介護報酬（他サービスの利用）

1. 併用できないサービス

次のサービスについては、サービス内容が重複することから、定期巡回・随時対応サービス利用時は算定しない。

- 訪問介護（通院等乗降介助を除く。）
- 訪問看護（連携型利用時を除く。）
- 夜間対応型訪問介護

2. 通所系サービス、短期入所系サービス利用時の日割り計算

区分支給限度額の範囲内で、柔軟に通所・短期入所ニーズに対応するため、次のとおり日割り計算を行う。

- 通所系サービス利用時には、**1日分の単価の3分の1(33%)相当額**を日割り減算する。
- 短期入所系サービス時には、**短期入所系サービスの利用日数に応じた**日割り計算を行う。

3. 医療保険の訪問看護利用時

- 当該期間については、介護のみ利用者の単位数を算定する。

（計算例1）通所介護利用時

- 要介護3の介護・看護利用者
- 月8回通所介護を利用

19,686単位 - (216単位 × 8回) = **17,958単位**
 (利用者負担全体としては、これに通所介護費が追加)

(通所系サービス利用時の1日当たり減算額)

	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	▲91単位	▲62単位
要介護2	▲141単位	▲111単位
要介護3	▲216単位	▲184単位
要介護4	▲266単位	▲233単位
要介護5	▲322単位	▲281単位

（計算例2）短期入所生活介護利用時

- 要介護3の介護・看護利用者
- 平成27年4月に8日短期入所生活介護を利用

648単位 × (30日 - 7日(※)) = **14,904単位**
 (利用者負担全体としては、これに短期入所生活介護費が追加)
 ※ 退所日については減算の対象としない

(短期入所利用時の1日当たり日割り単価)

	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	272単位	186単位
要介護2	424単位	332単位
要介護3	648単位	552単位
要介護4	798単位	698単位
要介護5	967単位	844単位

運営上の現状と課題

1) 月額報酬は、都内で15万円/月(名)が平均

平均要介護度は、2.9程度 要介護3として
 包括分で19万円として、差額4万円分程度が
 通所介護、短期入所などで減収になっている

定期巡回・随時対応サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員・設備基準

職種		資格等	必要な員数等
訪問介護員等	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	介護福祉士、 実務者研修修了者 介護職員基礎研修、 訪問介護員1級、 訪問介護員2級	<ul style="list-style-type: none"> 交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等		<ul style="list-style-type: none"> 常時、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員が1以上確保されるための必要数（利用者の処遇に支障がない場合、定期巡回サービスに従事することができる。） 夜間・深夜・早朝の時間帯についてはオペレーターが随時訪問サービスを行う訪問介護員等を兼務可能。
看護職員		保健師 看護師、准看護師 PT、OT、ST	<ul style="list-style-type: none"> 2.5以上（併設訪問看護事業所と合算可能） 常時オンコール体制を確保
オペレーター	うち1名以上は、 常勤の保健師又は 看護師とする	看護師、介護福祉士等（※） のうち、常勤の者1人以上 ＋ 3年以上訪問介護のサー ビス提供責任者として従 事した者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の処遇に支障がない範囲で、当該事業所の他職種、同一敷地内及び道路を隔てて隣接する他の事業所・施設等（特養・老健等の夜勤職員、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務可能
上記の従業者のうち、1人以上を 計画作成責任者とする。		看護師、介護福祉士等（※） のうち、1人以上	
管理者			<ul style="list-style-type: none"> 常勤・専従の者（当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務を認める。）

（※）・・・看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員

（注） ……介護・看護一体型にのみ配置が必要となる職種（介護・看護連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される）

※1 訪問介護員等については、利用者の処遇に支障がない範囲で、他の施設等の夜勤職員（加配されている者に限る）との兼務可能

※2 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能

※3 利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能

運営上の現状と課題

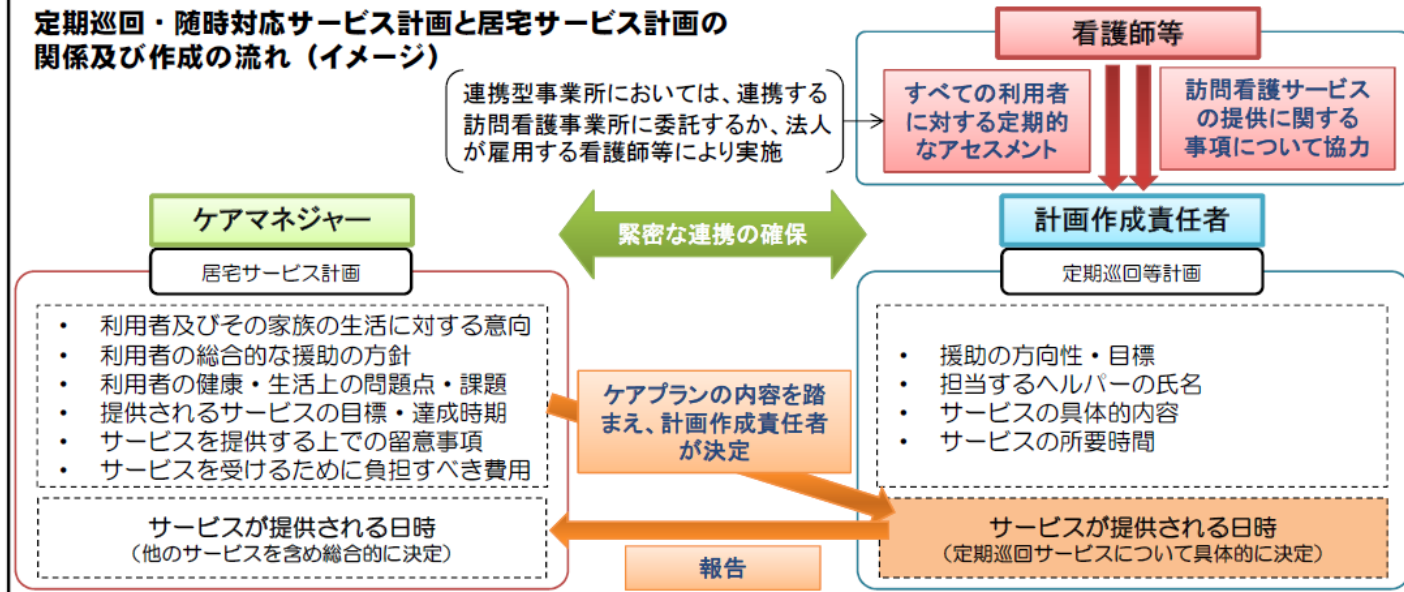
- 1) オペレーター、計画作成として介護福祉士資格を常に配置することが困難な場合。
人材配置要員数が利用者サービスにつながる状況
- 2) 定期巡回は既存の訪問介護、夜間対応と併設でないと、単独事業所では人材配置など運営は困難な事業である
- 3) 人材確保として、常勤の介護職員雇用が困難
※都内では、資格人材確保として紹介会社を頼っている事業所が大半である
例) 看護師で100万円/名、
介護福祉士で60万円/名 費用が発生

定期巡回・随時対応サービス

定期巡回・随時対応サービスの運営基準①（サービス計画）

- 定期巡回・随時対応サービスにおいては、移動効率向上の必要性も踏まえつつ、
 - ・ 一日複数回の訪問により利用者の日々の心身の状況の把握が可能であること
 - ・ 把握した利用者の心身の状況に応じて柔軟にサービスを変更することが必要であることから、ケアプランに位置付けられたサービス提供日時にかかわらず、計画作成責任者がケアプランの内容や利用者の状況を踏まえ、サービス提供日時を決定することを可能とする。
- この場合、当該計画については、適宜、ケアマネジャーに報告することとする。
- なお、すべての利用者に係る計画について、看護職員の定期的なアセスメントを踏まえ作成することとし、訪問看護サービス利用者に係る計画の作成に当たっては、常勤の保健師又は看護師から必要な協力を得るものとする。

定期巡回・随時対応サービス計画と居宅サービス計画の関係及び作成の流れ（イメージ）



運営上の現状と課題

- 1) ケアマネジャーとの連携について
定期巡回は包括で訪問介護で限度額オーバー利用者を紹介などある状況
- 2) 定期巡回での生活支援サービスを入れることが難しいとの判断がある

今後に向けて、身体介護と身体介護の付帯のケアに介護専門人材を効率的、効果的に活用するため、定期巡回の生活支援については、地域の多様な生活サービスを組み込んだケアプランが望まれる

定期巡回・随時対応サービス

定期巡回・随時対応サービスの運営基準②（地域との連携）

- 地域包括ケアの推進を図る観点からの介護・医療の連携を強化する必要性や、包括払い方式とした場合の事業者のサービスの過少供給対策も含めた地域への情報公開等を適切に行う観点から、次の対応を行う。

1 介護・医療連携推進会議の定期的な開催

介護・医療連携推進会議（医療関係者を含めた地域の関係者等（利用者、利用者の家族、地域の医療関係者、地域住民、市町村の職員、地域包括支援センターの職員等）による会議）において、おおむね3ヶ月に1回以上、運営状況等について協議・報告・評価することを義務づける。

※ 地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護を除く。）において「運営推進会議」として開催を義務づけているものに相当。

2 サービスの自己評価及び介護・医療連携推進会議への報告と結果の公表を義務付け

3 介護相談員制度等の活用

- サービス付き高齢者向け住宅等の集合住宅における囲い込み防止の観点から、こうした集合住宅に居住する者に対してサービス提供を行う場合、地域への展開に努めることとする。

サービス付き高齢者住宅を拠点とした地域包括ケアの推進（イメージ）

住宅に居住する者のみならず、地域に居住する者も含め、住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける

サービス付き高齢者向け住宅

定期巡回・随時対応型サービス事業所（周辺の地域へも展開）

サービス付き高齢者向け住宅や定期巡回・随時対応サービスの実施状況について、適切に実態把握を行い、必要に応じて適宜見直しを行う

運営上の現状と課題

介護・医療連携推進会議を通じて、医療機関や地域関係などとの連携に効果がある

但し、報告義務が地域密着サービスにあるが、介護。医療連携推進会議などにおいては、参画する連携事業者として、双方に状況や体制などを報告をおこなうことで、連携の考え方の整備になると思われる

定期巡回・随時対応サービス

定期巡回・随時対応サービスの運営基準③（他事業所との連携）

【事業の一部委託、夜間・深夜・早朝における随時の対応の集約化】

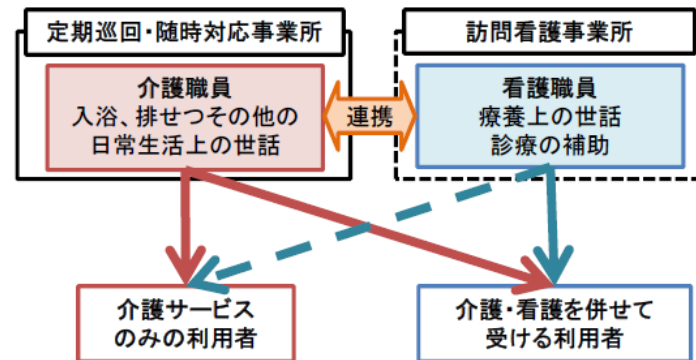
- 地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、定期巡回・随時対応型サービスの実施を可能とする観点から、次による事業所間連携を可能とする。
 - ① 地域の訪問介護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所に対し、定期巡回・随時対応サービスの事業を「一部委託」すること
 - ② 複数の定期巡回・随時対応サービス事業所間で、夜間・深夜・早朝における随時の対応サービスを「集約化」すること
- ①の「一部委託」及び②の「集約化」については、いずれも事業所間の契約に基づき行うこととし、その具体的な範囲については、市町村長が定める範囲内で行うこととする。

【連携型事業所と訪問看護事業所との連携】

- 連携型事業所については、利用者に対する訪問看護を提供する訪問看護事業所と連携し、連携する訪問看護事業所との契約により、以下の事項について必要な協力を得る。

- ① 利用者に対するアセスメント
- ② 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- ③ 介護・医療連携推進会議への参加
- ④ その他必要な指導及び助言

- 訪問介護員による介護サービス
- - -> 定期的なアセスメント訪問（連携型事業所の法人の看護師でも可。情報提供は必要。）
- 医師の指示に基づく訪問看護（訪問看護費）



運営上の現状と課題

他事業所との連携において

- 1) ケアについての基本的な考え方が共有できる
- 2) 連携には、利用者を中心に、連携するにあたり一定のルール（報告、連絡、相談）を定めることなどが必要

※市町村において、地域包括などを巻き込み、連携の体制などの在り方を構築支援が必要

定期巡回・随時対応サービス

事業所数 東京都 8月末

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 平成27年8月末

都道府県名	保険者名	当月新規	公募指定	事業所数	他の保険者を指定の
東京都	千代田区		○	2	
	中央区			2	
	港区			3	1
	文京区		○	1	2
東京都	台東区		○	1	
	品川区			1	
	大田区		○	1	1
	目黒区		○	5	
	世田谷区			5	
	渋谷区			1	
	新宿区			3	
	中野区		○	2	
	杉並区			3	2
	豊島区		○	3	
	北区		○	1	
	板橋区		○	4	
	練馬区		○	6	
	荒川区		○	2	
	足立区		○	5	
	墨田区			2	
	江東区			3	
	江戸川区		○	2	1
23区計	22区		13	58	7

都道府県名	保険者名	当月新規	公募指定	事業所数	他の保険者を指定の
東京都	八王子市		○	3	
	町田市		○	1	
	日野市			1	
	稲城市			1	
	立川市		○	2	
	国分寺市		○	1	
	国立市		○	2	
	武蔵野市			1	
	三鷹市		○	1	
	府中市		○	1	
	調布市		○	1	
	小金井市		○	1	
	小平市			1	
	東村山市		○	1	
23区外計	14		10	18	
東京都合計	36		23	76	7

運営上の現状と課題

全国の事業所数

保険者数		8月
事業所数	一体型	282
	連携型	449
	合計	720

事業所数は増加しているが、期待ほどでない
2014年8月末525件 → 720件（195件増）
事業所平均利用者（4月度：18.9名）

(単位:人)

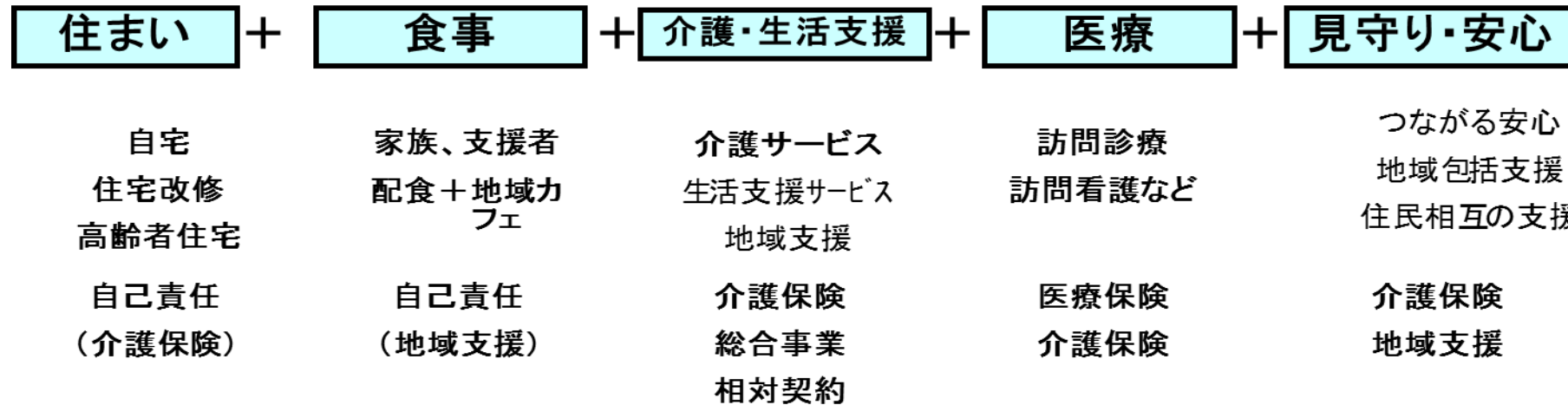
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
東京都計	234	261	172	252	180	1,099
23区計	184	216	145	211	158	914
多摩	50	45	27	41	22	185
全国	2,432	2,509	1,895	1,856	1,258	9,950

介護給付費等実態調査月報 平成27年4月度(平成27年6月審査分)

在宅ケアを支える地域でのサービスについて

施設の機能を地域に展開する

施設の機能を分割へ、地域サービス連携住宅(住まいの提供)



住まい : 便利で安全な地域での住まい、バリアフリーの居住環境、移動支援、

食事 : 栄養・味・見栄えのある食事や日用品など宅配サービス

介護 : 巡回訪問介護、生活支援サービス、デイサービス

医療 : 地域医療を担う在宅支援診療所(家庭医)+訪問看護

見守り : ITCで24時間対応+随時訪問+地域ネットワーク

在宅ケアを支えるサービスについて

- 地域包括ケアシステムは住み慣れた地域や住まいでの生活を支えること

「介護、医療、予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えること

- 制度見直しとサービスについて
 - ①制度で考えるのではなく利用者へのサービスから考える
 - ②制度と自己負担の関係と必要なサービスを混同しない
 - ③自宅や住みなれた地域で継続して生活したいに応える
 - ④ニーズからサービスは提供され、制度は利用するもの
 - ⑤求められる介護サービスを追求し、自らが変化すること

在宅ケアを支えるサービスについて

既存サービス、事業に新サービス、事業を加えることにより事業展開の考察

サービス・市場マトリックス

	既存サービス	新サービス
既存市場	施設	自宅
	【特定施設】 ○住まい(終身)でのサービス ○食事(食堂、3食) ●介護、看護 24時間対応 ○その他付帯サービス 【居宅サービス】 ●訪問介護、訪問看護 ●ケアマネジメント	定期巡回型訪問介護看護 ●(訪問介護+夜間対応+訪問看護) ●(短時間、巡回、随時対応) ●ケアマネジメント(協働)
新市場	賃貸住宅	自宅
	【サービス付高齢者向け住宅】 ○住まい(賃貸) ○食事(食堂、選択) ○見守り ●ケアマネジメント+α ●訪問介護、訪問看護 ○生活支援サービス	定額制在宅ケアサービス ●ケアマネジメント(生活視点) ○サービスコーディネート ●定期巡回介護看護 ●24時間見守り随時対応 ○宅配(3食、2食、出前、選択) ○定額制の家事支援サービス

○自費が基本、●介護保険など適用

(参考) 介護保険外サービスとヘルスケアサービス

2. (2) 地域包括ケアシステムと連携した公的保険外サービス①

<介護事業者>

介護周辺複合サービス
(エムダブルエス日高)

- デイサービス事業所に、55歳以上の一般住民も利用できるフィットネスブースを併設。介護保険での利用者が、介護度が改善して認定外になった場合も、予防活動が可能。
- また、地場のスーパーと連携し、デイサービス利用者に、移動販売による食料品販売の機会も提供。



<ベンチャー>

運動(ヨガ) × 食(野菜) × 介護予防
(アグリマス)

- 地域に開かれたデイサービス、産直八百屋、ヨガスタジオを同一施設にて展開。午前是要介護の高齢者、午後はそのご家族など親子3世代が集うコミュニティ。
- 八百屋として初のデイサービス事業に進出。デイサービスのランチには、全国の提携農家による産直の機能性野菜も提供。



<フィットネス事業者>

認知機能低下予防サービス
(ルネサンス、コナミスポーツ&ライフ等)

- フィットネス事業者は、自治体や高齢者からの関心が高い、認知機能低下予防のためのプログラムを開発。
- 今後需要が見込める自治体等における介護予防事業等での提供を検討。



((株)ルネサンス、経産省「平成26年度健康寿命延伸産業創出推進事業」委託事業)

13

(参考) 介護保険外サービスとヘルスケアサービス

2. (2) 地域包括ケアシステムと連携した公的保険外サービス②

<見守り事業者>

見守りサービス
(こころみ)

- 一人暮らし高齢者向けの会話型見守りサービスを提供。
- 「顔見知り」になった担当コミュニケーターから、毎週2回の電話を行い、安否や近況を確認し、会話の内容をすべて語り口調で書き起こし、家族に報告。
- 細かな健康面・精神面を常に把握し、家族に共有することで、安心感や新たな交流のきっかけを創出。



<宅配事業者>

買い物支援サービス
(わんまいる)

- 週に1度決まった曜日・時間に専属スタッフが訪問し、外出ができない高齢者等のもとに、商品の配達と、生活に必要な不可欠な様々なサービスを複合的に提供。
- 地域の介護事業者・新聞販売所等とも連携。



<シニアケアサービス事業者>

生活支援サービス
(ダスキン ホームインステッド)

- 認知症ケアを中心に、身体介護、外出・通院支援等、介護保険や医療保険でカバーされない生活支援サービスを提供。
- 公的保険外のサービス提供のみを行っており、加盟店は100箇所超に拡大。高齢者やその家族のニーズに合わせて、きめ細かい暮らしのサポートを実施。



ご清聴ありがとうございました